別冊2

参考資料

① 機材総合情報シートの記入要領

② 参考銘柄情報シートの記入要領

③ 機材仕様明細書の記入要領

④ 機材仕様明細書の精査におけるチェックポイント

⑤ 梱包条件書・輸送条件書・技師派遣条件書の記入要領

⑥ 見積書作成依頼書（参考例）

⑦ 輸出規制の概要

機材総合情報シートの記入要領

１．プロジェクト所在地・連絡先

現地照会のための情報として使用します。

また、同じ国でも地域により（ごく稀に建物・部屋によっても）電源が異なることがあるため、その判断材料としても利用します（下記、電源の項を参照）。

２．環境条件

実際に機材を使用する現場の環境を把握し、使用環境に合った機材の選定を行うための情報です。

精密機器など動作環境に敏感な機材もあり、気温（最高・最低）、気圧、湿度などの情報が必要です。特に、屋外で使用する機材（車両・気象観測機器など）については、気象条件だけでなく、塩害や砂塵などの地理的影響も考えられるため、防錆対策や防塵対策への配慮も重要となります。また、気圧測定や気圧による影響を受けるような機材では使用場所や設定高度も重要な要素です。

３．電源

多くの機材は商用電源（家庭用、工業用交流電源）またはバッテリー電源を必要としますが、特に商用電源については、本邦で現地の正確な情報を把握することは困難です。一国内においても複数の電圧が存在する、サイトによっては公称電圧と実際の電圧がかなり異なる、無償で建設されたプロジェクトサイトのため、日本と同様に100V 電圧を得ることができるなど､同一国でもプロジェクト毎に異なる可能性があります。

特に、大きな電力を消費する機器に用いられる**三相電源**では、電源設備の有無および電圧／周波数の正確な情報が必要です。後日、電源がなく設備を新設することは、電圧が合わずに昇圧（降圧）トランスで対応するにしても、かなりの費用がかかり、現実的な対応ではありません。

> **三相電源**は、通常、工作機械・電気炉・Ｘ線用高電圧発生装置など電力消費量の大きい機材に使われます。三相とは、３本の電線を使って電力を送る方式ですが、電源プラグのピン数が３本でも、必ずしも三相とは限りません。通常は、単相電圧の約 1.73 倍（単相が 220V なら、220×1.73=380V）で、線数が３ないしは４本（４本の場合、１本はアース)、配電盤に直接つなぎ込むことが多くプラグ／コンセントは一般的には使用しません（使う場合でも単相と比べかなり大きいものです)。ただし、国によって例外が多く、単相と三相の電圧が同一の国や、三相電圧が単相の倍の国などもありますし、結線の方法によっても異なります。なお、三相から単相への変換は可能ですが、逆は不可能です。また「二相」というものは存在しません。

また、電圧の変動が大きい場合や停電が頻繁に起こる場合、機材によっては重大な影響を受けるものがあり、電圧変動を抑える定電圧電源装置（ＡＶＲ）や、正しい電源遮断措置を行うまで一定時間（５分間程度）電源を供給する無停電電源装置（ＵＰ

Ｓ）などを付属させる必要があります。**ＡＶＲやＵＳＰを必要と考える場合、参考銘柄情報シートの特別付属品の欄に記載してください**。

プラグについては、原則、現地仕様とします。

昇圧（降圧）トランスでの現地電源への対応は、出来る限り避けるように努力をしていますが、要請機材が国内向け製品であり、輸出モデルが存在しない場合、トランスで対応せざるを得ない場合があります。また、ある特定の電圧（例：110Ｖ）には対応可能でも、その他（例：240Ｖ）には対応不可能なケースもあります。特に安価な機材では、改造費が本体の何倍もかかるなど現実的に対応できないケースもあります。このような場合は、トランスを追加して購入・輸送することで対応するか、現地調達を検討することになります。

なお、水回りへの設置や手術室での使用など、トランス対応では支障がある場合は、その旨を連絡ください。相当の対価を支払うことで改造が可能か否かにつきメーカーに確認します。

４．その他の項目

要請機材に、以下に該当する項目があれば記入ください。

（１）水質

水質についての情報が必要な例としては、純水製造装置のように原水を水道水から直接採取するものや、冷却装置で水道水を利用するものなどがあります。本邦調達の機材は、日本の水道水を目安に設計されているため、現地の水が濁り水や石灰分などを含む水の場合、使用に支障をきたす場合もあります。事前に連絡があれば、プレフィルターや循環式冷却装置の追加による対応を検討します。

（２）燃料ガス

燃料ガスについての情報が必要な例としては、ガスバーナーのあるクリーンベンチなどがあります。多くの国ではプロパンガスならば入手可能なため、プロパンガスを前提としていますが、一部産油国などではＬＮＧ（液化天然ガス）の入手も可能です。なお、ガスが必要な機材の場合、可能な限り、参考銘柄情報シートでも機材毎にその旨を記載してください。

（３）燃料

燃料についての情報が必要な例としては、車両・農業機械・建設機械・発電機などがあり、国によっては、ガソリンかディーゼルのどちらかが極めて入手困難な例もあります。なお、燃料が必要な機材の場合、可能な限り、参考銘柄情報シートでも機材毎に記載してください。なお、特に燃料の質が悪く、フィルターなどの付属品を通常以上に必要とするなどの要望があれば参考銘柄情報シートでその旨記入してください。

（４）マニュアルの言語

マニュアルの言語については、プロジェクト終了後に機材が現地側に引き渡される点を考慮し、英語を原則とし、英語のマニュアルがない場合は、簡易な機材であれば日本語でもよいとしています。

現地語への対応は、主要な言語（フランス語・スペイン語・中国語など）でもかなり困難であり、必須とする場合は、翻訳が必要となります。安価な機材では翻訳料が機材費より高くなる可能性もありますので、費用対効果も勘案してください。また、これは、機材のパネル表示や画面表示でも同様のため、日本語表示の機材要請については慎重に検討願います。

なお、日本語以外のマニュアルが必要な機材の場合、可能な限り参考銘柄情報シートでも機材毎にその旨を記載してください。

（５）単位系

単位系についての情報が必要な例としては、工作機械や工具、配管設備などがあります。工作機械や自動車整備などの専門家の方のみならず、単位系がメートル単位（ＳＩ単位、ＭＫＳおよびＣＧＳ系を含む）あるいはインチ系かの情報については、農業や医療の分野で分析機器や医療機器の保守機材などを要請される場合についても、必ず記入してください。

（６）一般的な薬品の入手

一般的な薬品の入手について情報を提示いただくのは、アルコール、塩酸、硫酸、過酸化水素水など、一般的な試薬も本邦調達として要請される場合があるためです。これら危険物や劇物にあたる物質は、量にもよりますが、輸送上特別の容器を必要とする場合も多く、経済的な理由から、要請される純度のものが現地で入手可能ならば（化学系の大学があれば、多くの場合、入手可能と思われます）現地調達とし、本邦調達分は現地で入手困難な試薬のみに絞ってください。

なお、購入・輸送に際し特別な対応が必要なものは、特定有害物質および海洋汚染物質にあたる物質、輸出貿易管理令による化学兵器・生物兵器・核兵器製造に流用可能な物質、危険物船舶運送および貯蔵規則・ＩＡＴＡ危険物規則書でＵＮ容器が必要とされている物質などです。

また、燃料ガス以外のガスで、ガスクロマトグラフのキャリアガス・校正に使用する標準ガス・ＭＩＧ溶接に使用するガス（水素・ヘリウム・窒素・アルゴンガスなど）の入手についても、現地にて入手の可否につきお知らせください。これらのガスは、機材が要請された段階では消耗品として記載されないことが多く、当初２年分程度を消耗品として付属させることはできても、長期に渡る運用には現地調達が可能であるとの条件が必要です。

以上

参考銘柄情報シートの記入要領

１．基礎情報

（１）優先順位

予算の制限で機材を全て購入できない場合、優先順位の高い機材から購入していくことになりますので、慎重に検討してください。

また、複数の機材がひとつのシステムを構成する場合は、優先順位に枝番号をつける、またはシステムの概念図（システム図・接続図・全体図など：システム図については後述）を添付するなど、各機材間の連動／接続が明確に理解できるよう情報提供願います。

ただし、現実には、優先順位はＡ・Ｂ・Ｃの３ランク程度とするか、予算内に収まると考えられる機材は全て優先順位Ａとし、不足が予想される部分のみＢから優先順位を付けていく程度の対応でかまいません。

（２）機材名

可能な限り特定メーカーが使用している機材名ではなく、機材の一般名称を記入してください。

（３）メーカー名・参考銘柄／型番

参考銘柄は、機材ごとに原則２社の銘柄を記載してください。本邦調達の機材については、金額に係わりなく全機材について同等品（参考銘柄②）を参考銘柄情報シートに記入してください。

例えば機材リストに仕様の記載がなく機材名のみ記入されているなど仕様が明確でない場合においても、参考銘柄及びメーカー名が記入されていれば、要請された参考銘柄の仕様を参考として仕様書を作成することが出来ます。

ここで注意していただきたいことは、参考銘柄自体は、あくまでも要請仕様に合致した機材の一例であるという点です。銘柄指定の場合を除き、仕様と同等と判断されれば、入札の結果次第で参考銘柄と異なる機材が購入・輸送される可能性があることを、予めご了承ください。

ただし、参考銘柄が明記されている場合、参考銘柄の一般的な仕様項目において、参考銘柄と比較し性能が同一かそれ以上の性能を有する機材のみを同等と判断していますので、論理的にはカタログ・スペック上はレベル以下の機材が入らないことになります。問題は、カタログに現われない仕様（使い勝手、信頼性、職人技など）で、この点に関しては、後で説明する「特に必要な仕様／特別付属品」の項目において、クリアすべき最低限の仕様の具体的記述（もしくは、入れられては困る劣悪な仕様の具体的記述）を記入する以外に、手立てはありません。

なお、参考銘柄探しについては、調達部機材調達班に支援を依頼することも可能です。

スペアパーツ・専用消耗品などについては、部品名称・部品番号だけでなく、機材本体の型番・シリアル番号（車両の場合、車体番号・エンジン番号など）・製造年度もしくは供与年度・レビジョン番号（電子回路基板など基板上にプリント）・取扱説明書／パーツリストの版数（通常、表紙・裏表紙・奥付などに記載の番号もしくは日付）なども併せて提供願います。

共通仕様の作成に当たっては、参考銘柄（参考銘柄①）と同等品（参考銘柄②）の一般的な仕様を比較して、それぞれの項目が同一かそれ以上の性能を有しているかどうかで、同等と判断しているため、仕様のすり合せにかなりの時間を要することになります。判断に迷うケースでは、仕様などを記したカタログとともに専門家等に照会させていただくことになります。

（４）銘柄指定

次の要件に該当し、その理由が調達部で適当であると認められる場合には、銘柄指定にすることが出来ますので、「銘柄指定理由書」に具体的な理由を記入してください。適当と判断される理由がない場合、銘柄指定にはならず、参考銘柄のまま購入・輸送手続きに入り、結果として同等品に変更される可能性があります。

【銘柄指定要件】

A. 特許または工業所有権等を有する機材を調達する場合で、同等の代替品が存在しない場合

B. 既に調達されたもしくは調達することが決まっている機材との整合性がなければ目的を達成することができない場合

C. アフターサービス等の点において著しく有利な条件がある場合
（2500万円を超える場合は、銘柄指定される機材のアフターサービス体制（アフターサービスを実施する者の経営状況、技術レベル、技術者数、機材の契約実績等）を詳細に確認でき、かつ、他社製品のアフターサービス体制が不十分で機材調達直後にも整備される計画がないことを示す資料の提出が必要です。）

D. 機材導入先における当該機材の主たる使用者が当該機材の取扱いに習熟しており、他機種への転換が著しく困難で事業目的を達成できない恐れがある場合
（2500万円を超える場合は、供与先の機関からの銘柄指定に係る公式の要請書の提出が必要です。）

E. 事業目的を達成するために機材導入先と本邦研究機関・共同研究者等との間でのデータの互換性や整合性を確保することが必須であり、特定の銘柄のみでその互換性や整合性の確保が可能となる場合

F. 機材使用国において、事実上の標準（de facto standard）となっている仕様を含む銘柄である場合 （2500万円を超える場合は、特定の仕様が機材使用国の市場を占有する率が著しく高いことを示す資料の提出が必要です。）

G. その他、特定の銘柄以外の機材では、目的達成が著しく困難である、目的達成の効果・効率性が著しく低下する場合

（５）技師（据付技術者）派遣の要否

技師（据付技術者）の派遣が必要の場合は、「要」と記入してください。

（６）機材の用途

機材の用途も、機材のグレードや機材構成を決定する重要な要素ですので、必ず用途が明確になるように記載してください。

（７）特に必要な仕様／特別付属品

技術移転の目的達成のために重要である、あるいは使用目的から特に必要とされる仕様、または付属品を記入願います。

これは詳細な仕様を記入していただきたいという意味ではなく、一般に標準品として販売されている機材であれば、機材のグレードや機材構成を特定できる数項目の必要最小限の仕様を分かる範囲で記入して下されば結構です。

ただし、上記（３）で触れたように数値では判断できない「使い勝手」や「信頼性」等の項目があれば、機材がクリアすべき最低限の仕様（もしくは、入れられては困る劣悪な仕様）を可能な限り具体的に記入してください。

特別付属品が機材本体とメーカーや型番が違う場合には、個別にメーカー名・参考銘柄／型番、機材の用途も記載してください。

また、設置場所などの制限がある場合（例えば、高さ、幅、搬入予定経路の寸法、設置階など）はそれらも併せて記入願います。

その他、現地語の取扱説明書を希望するなどの個別の情報があれば記入願います。

なお、仕様を記入していただく代わりに、必要な仕様にアンダーラインなどで印をつけた、英語のカタログないしは技術資料を添付していただいても構いません（日本語・英語以外の資料は原則として使用しないでください）。

標準品とは、メーカーのモデル名・型番などがあり、そのモデル名・型番などを指定することで製品が特定できるものを指します。改造を施す、もしくは標準でない仕様を要求するような特別注文品については、出来る限り詳細な仕様（図面などを含む）を提供願います。また、図面の入手先と（判明していれば）それを入札時に公開してもよいかどうかの可否も併せて記入してください。

（８）数量・単位

試薬など容量を特定する必要があるもの（例：500ml×６本）やセット組のもの（10 個／箱×３箱）などは、数量・単位と併せてこれらの条件を記入してください。なお、最小販売数量の制限がある場合には要請数量以上となることがあります。

（９）調達地

在外で使用される機材の調達については、現地での調達環境の改善及び機材引渡し後の相手国側の維持管理上の便宜、現地調達の経済性等を考慮し、現地調達をその原則としています。

具体的には、以下の要件を満たす場合を除き、原則現地調達としています。

１）複数の現地販売店等が存在しない等の理由により、競争に基づく調達（価格競争又は見積合わせ）の実施が困難である。

２）以下に例示する要件等で、調達する機材の性質上、本邦調達又は第三国調達しなければ目的を達成し得ない。

・技術移転の目的上、本邦企業又は第三国企業へ特注しなければ求められる品質を担保できない。

・供与済機材のスペアパーツ等の生産者が本邦企業又は第三国企業である。

３）その他、現地調達が困難もしくは不利であることが明らかである。

（10）単価（千円）

全体予算と比較した場合の各々の機材価格（本邦、現地単価の総額）を積み上げる目安ですので、現地で調査された価格、入手したカタログからの情報など分かる範囲で記入願います。

予備品、消耗品が必要であれば、「本体価格 10%相当の予備品、消耗品」と記入してください。なお、必須の予備品・消耗品やこれらの数量が特定できれば、上記「特に必要な仕様／特別付属品」に記載ください。予備品・消耗品の金額も単価に反映する必要があるためです。

また、仕様書作成段階での積算の条件は、以下を基本条件とし、特に値引き交渉などを行わず、メーカーの見積価格をベースとします。JICA で機材を調達する場合には、基本的にアカデミックディスカウント（学校や研究機関に対する特別割引価格の設定）などの対象になっていないこと、試薬などの場合には特殊な梱包が必要であったり購入数量が単発かつ少量であること、海外でのサポートを求めことなどから、国内で使用するために調達するよりも高額となる場合があります。

１）本邦指定場所渡し

２）輸出梱包（木枠密閉)、ただし梱包木材の熱処理が義務付けられている国向け及びそれらの国を経由する機材の場合は、梱包材の熱処理費用を含む

３）本体価格 10%程度の消耗品・予備品（保管での有効期限が短いものは除く）（要請のある場合）

４）現地電源への対応（原則トランス対応も認める）

５）取扱説明書は和英各１部、あればパーツリストなど技術資料も添付

２．照会情報

メーカー連絡先が判明している場合、日本国内での住所（県名）、電話番号、もしくはインターネットのアドレスなどを記入願います。特に、（専門分野では知名度が高くても）本邦では一般に有名でない海外メーカーや、国内メーカーであっても地方企業や中小企業などの場合、連絡先を調査する初動段階で多くの時間を要することが多く、これらの情報の提供が役立ちます。

３．システム機材を調達する場合の参考銘柄情報シート作成にあたっての留意事項

システム機材を調達する場合、参考銘柄情報シートの記載によっては、プロジェクトで必要とするシステム内容を十分に認識できず、調達部機材調達班で作成する機材仕様書において、システム構成に食い違いが生じることがあります。このため、システム機材を調達する場合には、以下の点に留意して参考銘柄情報シートを作成ください。

なお、システム機材のシステム構成や同等品の情報収集については、調達部機材調達班に支援を依頼することも可能です。

（１）枝番の付記

複数の機材がひとつのシステムを構成する場合、優先順位の後の番号欄に枝番を付して､システムの構成機材であることを示してください(例:1-1. 1-2, 2-1, 2-2, 2-3 など)。

（２）システム概念図の添付

システム図、接続図、全体図などを添付して、各機材間の連動／接続が明確に理解できるように情報提供してください。現地保有機材と要請機材との関係もわかるような図を提供ください。

例１：（ネットワーク機材）主要装置、パソコン、サーバ、ソフトウエアなど一連機材の連動／接続がわかるようケーブル、ハブ、ルータ、予備 HDD など周辺機材も含めて記載する。

例２：（計測システム機材）データロガー、パソコン、モニタ、プリンタ、センサー類のインターフェース（USB、RS232C、アナログなど）を「特に必要な仕様」として記載してください。

例３：（射出成形機械システム）各機材の構成図、製作希望の製品の図面など使用する機器および付属品の詳細を明確にする。

（３）技師派遣の条件

システム機材であるため、メーカー自身ではなく、システム工事業者が据付・調整を行うことが望ましい場合があります。いずれの業者が据付・調整を行うことが適切か情報提供してください。

日本から派遣される技師は土木工事、配電工事は行いません。これらが必要な場合、施工業者と必要資材を別途手配します（原則は相手国実施機関又は在外事務所が手配しますが、工事内容及び現地事情によっては機材調達の受託者の契約内容に含める場合もあります。）。日本の技師は、現地実施機関や施工業者を監督・指導して、システム全体の据付・調整を行います。

機材仕様明細書の記入要領

1.　総則

機材仕様明細書（エクセル様式）の冒頭に、総則として各アイテムに共通する次のような事項について記載してください。エクセル様式の冒頭に記載すると何行にもなって読みにくい場合は、別紙（ワードも可）としても構いません。

1　機材種別とアイテム数
2　調達目的・用途
3　共通仕様
（1）中古品は認めないこと。
（2）電源情報（単相・三相の区分、電圧、周波数、プラグ形状）
（3）銘板を付けること（言語指定）
（4）その他（機材の共通仕様にかかることを記載）
4　特記事項
（1）指定販売店があればその連絡先
　連絡先を公表することについて了解を取ったうえで、住所、電話番号、もしくはインターネットの代表アドレスなどを記入願います。
（2）技師派遣の有無
（3）現地作業・工事の有無
（4）その他

2.　機材仕様明細書

（1）参考銘柄

銘柄指定でない限り、参考銘柄を2つ記載し、その前段に共通仕様を記載してください。参考銘柄は指定銘柄ではありませんので、全く異なる銘柄でも、記載された共通仕様をクリアされていれば参考銘柄と同等かそれ以上の性能を有すると判断し、スペックインとなります。

（2）仕様

使い勝手やメーカーの信頼性、商品のイメージといった抽象的な仕様を記入するのは難しく、望ましくない銘柄をスペックインとしないためには、クリアすべき最低限の仕様の具体的記述（もしくは、入れられては困る劣悪な仕様の具体的記述）を記入していただくしかありません。

とはいえ、特定の銘柄のカタログにある仕様を全て列挙するのでは意味がありません。機材のグレードや機材構成を特定できる数項目の必要最小限の仕様を分かる範囲で記入すれば結構です。ただし、複数の参考銘柄を包摂する幅を持った仕様とすることが重要です。

設置場所などの制限がある場合（例えば、高さ、幅、搬入予定経路の寸法、設置階など）はそれらも併せて記入願います。

標準品に改造を施すなど特注品となる場合については、出来る限り詳細な仕様（図面などを含む）を提供願います。また、図面の知的財産権所有者名とそれを入札時に公開してもよいかどうかの同意の有無も併せて記入してください。

スペアパーツ・専用消耗品などを調達する場合は、部品名称・部品番号だけでなく、機材本体の型番・シリアル番号（車両の場合、車体番号・エンジン番号など）、製造年度もしくは供与年度、レビジョン番号（電子回路基板など基板上にプリント）、取扱説明書・パーツリストの言語と必要部数なども併せて記入願います。

（3）構成品・標準付属品・特別付属品

2つの参考銘柄とも、その仕様、構成品（本体と一体となっているが、輸送に当たって分解されるもの）、標準付属品（無料で付いているもの）、特別付属品(有料だが付けないと充分機能しないもの)を記載してください。構成品、標準付属品、特別付属品は、数量も確認し記載してください。特別付属品のメーカーが機材本体と異なる場合には、特別付属品の情報の横にメーカー名・型番を記載してください。

スペアパーツや専用消耗品が現地調達できない場合は、特別付属品として記載します。必須の予備品・消耗品やこれらの数量が特定できれば特定し、数量を決められない場合は「本体価格 10%相当の予備品、消耗品」と記入してください。ここでは最低当該プロジェクトの実施期間中必要な数量を記載してください。

見積書取り付けと同時に、英文取扱説明書の有無と有料か無料かも確認していただきます。英文取扱説明書が必要な場合には、無料の場合は標準付属品、有料の場合は特別付属品のところに記載しておかないと、納入のときに漏れる恐れがありますので、ご注意ください。また、現地語の取扱説明書が特別に必要な場合は記入願います。その場合は、翻訳をメーカーに依頼するか、受注者が外注するかも確認し明記してください。

パーツリストなど技術資料も同様に有無と有料か無料かも確認し、必要な場合には、無料の場合は標準付属品、有料の場合は特別付属品のところに記載してください。

以上

機材仕様明細書の精査におけるチェックポイント

本チェックポイントでは本邦調達・現地調達の双方に対応する記載としています。

ポイント1　不必要に競争の余地を狭めていないか

参考銘柄のカタログから仕様をただ単に転記するだけでは不十分です。必要以上の条件を付すと、競争性を著しく低下させてしまうおそれがあります。とりわけ、機材仕様書に記載された数値については、それが絶対条件としての数値であるか、もしくは満たすべき基準に過ぎないのか、「～以上」「～未満」といった文言で適切に補完することが大切です。

以下、具体事例に基づいて解説します。

【具体事例1】

1．ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ	2．車両（ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ）
（仕様）ﾀｲﾌﾟ：ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ	（仕様）駆動方式：4WD
CPU：Pentium 4 2.80GHz	ｴﾝｼﾞﾝ：
RAM：256 MB	ﾀｲﾌﾟ；ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ
HDD：40 GB	総排気量；3000cc
光学記憶装置：CD-ROM 48 倍速、内蔵	ﾊﾝﾄﾞﾙ位置：右側
FDD：3.5 型　1.44 MB/720 KB、内蔵	ｼﾌﾄ方式：ﾏﾆｭｱﾙ（5 速）
ﾓﾆﾀｰ：17 型　TFT	乗車定員：8 人
∫	∫

この仕様書案では、パソコンでは、CPU、RAM、HDD　等、車両では排気量・乗員数において限定的な条件となっているため、この条件を満たす銘柄が限定され、競争の余地を狭めてしまうおそれがあります。

機材仕様書を作成する際には、公共調達の3原則である「公正性」、「競争性」及び「透明性」を確保できる仕様となるよう、十分留意する必要があります。

例えば車の排気量について、A社では2,500ccまで、B社は2,800ccの上は4,200ccから、C 社は 2,000cc、2,500cc、3,000cc、4,500cc と幅広く製造されているとします。この場合、機材仕様書に「排気量 3,000cc」と記載されていれば、その条件は A 社及び B 社を明確に排除してしまい、「事実上の銘柄指定」ということになってしまいますが、「排気量3,000cc以上」とすれば、B社及びC社の製品が仕様を満たすことになります。このように、競争性を確保するために仕様においてある程度の幅を考慮することが必要です。

また、例えば「排気量　3,000cc　程度」という表現では、どこまで認められるか、2,800cc、2,600ccはどちらも仕様を満たしているかという問題が生じる可能性がありますので、「～程度」という表現は、使用しないようにします。「材質：アルミニウム同等

品」という表現も同じ問題を含んでいます。可能であれば、競争性の確保のために、複数の異なるメーカー製品を比較し、材質であれば「材質：アルミニウムあるいはジュラルミン」のように併記します。

【改善前】	【改善後】
1．ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ	1．ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ
（仕様）ﾀｲﾌﾟ：ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ	（仕様）ﾀｲﾌﾟ：ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ
CPU：Pentium 4 2.80GHz	CPU：Pentium 4 2.80GHz **以上**
RAM：256 MB	RAM：256 MB **以上**
HDD：40 GB	HDD：40 GB **以上**
光学記憶装置：CD-ROM 48 倍速、内蔵	光学記憶装置：CD-ROM 48 倍速**以上**、内蔵
FDD：3.5 型 1.44 MB/720 KB、内蔵	FDD：3.5 型 1.44 MB/720 KB、内蔵
ﾓﾆﾀｰ：17 型 TFT	ﾓﾆﾀｰ：17 型**以上** TFT
∫	∫

【改善前】	【改善後】
2．車両（ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ）	2．車両（ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ）
（仕様）駆動方式：4WD	（仕様）駆動方式：4WD
ｴﾝｼﾞﾝ：	ｴﾝｼﾞﾝ：
ﾀｲﾌﾟ；ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ	ﾀｲﾌﾟ；ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ
総排気量；3000cc	総排気量；3000cc **以上**
ﾊﾝﾄﾞﾙ位置：右側	ﾊﾝﾄﾞﾙ位置：右側
ｼﾌﾄ方式：ﾏﾆｭｱﾙ（5 速）	ｼﾌﾄ方式：ﾏﾆｭｱﾙ（5 速）
乗車定員：8 人	乗車定員：8 人**以上**

＜参考銘柄を2つ以上記載する場合＞

同等品調査を行い、参考銘柄を2つ以上記載する場合には、すべての参考銘柄が満足する仕様としなければなりません。

[例1]パソコンについてA社とB社を参考銘柄に記載

1. A社のHDDの容量は40GB、B社のHDDの容量が80GBの場合、機材仕様書では「HDD40GB以上」と記載する必要があります。
2. 光学記憶装置として「CD-ROM」が必要な場合に、A社のモデルが上位互換の「DVD-ROM」を標準搭載しているからといって「DVD-ROM」と記載すると、B社はオプションでも対応できなくなる可能性があります。本来の要求仕様である「CD-ROM」と記載します。

[例2]車両について C 社と D 社を参考銘柄に記載

- C 社の総排気量 2,800cc、D 社の総排気量 3,200cc であった場合、機材仕様書では、「総排気量：2,800cc 以上」と記載する必要があります。

注意：
メーカーの販売戦略により、仕向国をカバーする代理店や販売ルートなどを限定していることがあります。また、仕向国用の仕様のものを本邦で調達できないこともあります。パソコン、車両などでそのような状況がありますので、仕向国において入手可能かどうか、仕向国をカバーする代理店がどこの国にあるかも調査してください。その結果によって、現地調達、第三国調達、或いは第三国出荷の条件の本邦調達とする必要がある場合もあります。

ポイント2　付属品について適切に記載されているか

次に、付属品類の取扱いについて記載します。最初に「付属品」という言葉について整理したものが次表です。

名　称	定　義
付属品 （Accessory）	☞ 標準付属品、特別付属品、予備品、消耗品の総称
標準付属品 （Standard Accessories）	☞ 本体価格に含まれる付属品のこと。消耗品、予備品の場合でも、本体に標準で付いていれば、標準付属品とする。 （例）パソコンの電源コードなど。
特別付属品 （Optional Accessories）	☞ 「有料」で、消耗品・予備品に当てはまらない、本体の機能を補完・強化するような機材をいう（有料のオプション品等）。 （例）分光光度計のセル、オートサンプラ、プリンタの接続ケーブルなど。
消耗品 （Consumables）	☞ 有料（標準付属品以外）で、本体の運用に伴って消費される資材をいう。 （例）プリンタのインクカートリッジ、ガスクロマトグラフのキャリアーガス、超音波診断装置のゼリーなど。
予備品 （Spare-parts）	☞ 有料（標準付属品以外）のスペアパーツのこと。本体の運用に伴って、磨耗・疲労などにより、交換が必要になると予想される部材。

	（例）車両のタイヤ、駆動用のベルトなど。

機材仕様書上は標準付属品と特別付属品を分けずに、「付属品」と記載するようにしてください。銘柄によって標準付属品の構成が異なることがある一方で、機材仕様書にはすべての参考銘柄に共通する仕様を記載する必要があるからです。

付属品に関し、良くある事例として、現地で機材を購入したところ、その機材を使うのにどうしても必要となる付属品が納入されなかった、ということがあります。このケースの背景にあるのは、「これを買えば、特に言わなくても自動的にこの付属品がついてくる」といった思い込みです。当然本体に付随する標準付属品も含めて、必要なものを全て、機材仕様書に明確に記載する必要があります。

以下、具体事例に従い解説します。

【具体事例2】

1．ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀ	2．車両（ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ）
（仕様）ﾀｲﾌﾟ：ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ CPU：Pentium 4 2.80GHz 以上 RAM：256 MB 以上 HDD：40 GB 以上 ≀ ｿﾌﾄｳｪｱ：Microsoft Office Standard（英語最新版） 電源：AC 220V　50Hz　単相（対応） ﾌﾟﾗｸﾞﾀｲﾌﾟ：C 付属品：取扱説明書、***標準付属品一式*** 参考銘柄：Compaq Business Desktop dc7100 SF　HP　30 台	（仕様）駆動方式：4WD ｴﾝｼﾞﾝ： ﾀｲﾌﾟ；ﾃﾞｨｰｾﾞﾙ 総排気量；3000cc 以上 ﾊﾝﾄﾞﾙ位置：右側 ｼﾌﾄ方式：ﾏﾆｭｱﾙ（5 速） 乗車定員：8 人以上 装備：***標準装備***、標準工具一式、ｽﾍﾟｱﾀｲﾔ（4 本）、牽引ﾛｰﾌﾟ 参考銘柄：　Land Cruiser Prado LJ120-GKMEE　TOYOTA　2 台

このケースでは、「標準付属品一式」という記載で、具体的に「モニター接続ケーブル」が記載されていません。「モニター接続ケーブル」が納品されていない場合に、「納入してください」と言っても、契約業者から「モニター接続ケーブルは、標準付属品でない」と言われて了解を得られないことがあります。

この事例では、本体の仕様は明確に記載されていますが、付属品に関する記載が曖昧になっています。

機材本体の付属品については、「標準付属品」を定めているもの、または「標準付属品」以外に「特別付属品（オプション）」を設けているもの、あるいは「付属品」と「消

耗品」が混在して用意されているものなど、銘柄（メーカー・型番）によって様々です。「標準付属品」は一般的に本体価格に含まれますが、特別付属品、消耗品、予備品等については別料金なので、機材仕様書に明確に必要な付属品、数量、仕様を記載する必要があります。

必要と思われる消耗品・予備品及び数量の選定については、専門的意見を参考にする必要があるため、メーカー・代理店に選定をまかせることもありえます。ただし、これだけは必ず必要というものがある場合には、最低限当該品を含まなければいけない旨を記載して下さい（ただし、その場合には参考見積を取り付ける際に、当該部品の価格を含めて確認しておくことが望まれます。）。「本体価格の〇%」など金額枠を設定して、種類と数量の選定はメーカー・代理店に一任する方法もあります。

次に改善例を示します。この改善例のスペアパーツに関する表現「本体価格の10%」が意味するところは、車両本体の価格に対して、その金額の 10%相当分のスペアパーツを業者が選定し納入する、ということです（当然本体価格が低下すれば、スペアパーツ相当分の価格も低くなります）。しかし、必要なスペアパーツが決まっているのであれば、%表示ではなく、スペアパーツの内容を記載するようにしてください。

【改善前】	【改善後】
1．ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀ （仕様）ﾀｲﾌﾟ：ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ ↓ 付属品：取扱説明書、*標準付属品一式* 参考銘柄： Compaq Business Desktop dc7100 SF HP 30 台	1．ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀ （仕様）ﾀｲﾌﾟ：ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ ↓ 付属品：取扱説明書（英文）×１、電源ｹｰﾌﾞﾙ×１、ﾓﾆﾀ接続ｹｰﾌﾞﾙ×１ 参考銘柄： Compaq Business Desktop dc7100 SF HP 30 台

【改善前】	【改善例】
2．車両（ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ） （仕様）駆動方式：4WD ↓ 装備：*標準装備*、標準工具一式、ｽﾍﾟｱﾀｲﾔ（4 本）、牽引ﾛｰﾌﾟ 付属書類：取扱説明書（ｵｰﾅｰｽﾞﾏﾆｭｱ	2．車両（ｽﾃｰｼｮﾝﾜｺﾞﾝ） （仕様）駆動方式：4WD ↓ 装備：MW/FM ﾗｼﾞｵ、ｶｾｯﾄﾃﾞｯｷ、ｾﾝﾀｰﾄﾞｱﾛｯｸ、ﾜｲﾊﾟｰ、ﾄﾞｱﾐﾗｰ、ﾌﾛﾝﾄｼｰﾄﾍﾞﾙﾄ、ﾘｱｼｰﾄﾍﾞﾙﾄ、ﾍｯﾄﾞﾚｽﾄ、ﾙｰﾑﾐﾗｰ、ｴｱｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅｰ、標準工具一式、ｽﾍﾟｱﾀｲﾔ（4 本）、牽引ﾛｰﾌﾟ 付属書類：取扱説明書（ｵｰﾅｰｽﾞﾏﾆｭｱ

ル)(英語、1 部) ｽﾍﾟｱﾊﾟｰﾂ:車両本体価格の 10%	ル)(英語、1 部) ｽﾍﾟｱﾊﾟｰﾂ:車両本体価格の 10% (備考)その他、特に指定のない項目については〇〇国の法規に適合していること

パソコンの場合、パソコンの他にいくつかの機器が接続され、連動して使用されるというケースがあります。このような接続・連動性のある機材で、構成機器が複数のメーカーに及ぶ場合には、機材仕様明細書において特別な注意を必要とすることがあります。

どういう機器の組み合わせでシステム全体が構成されるのか、また、どの機器が他のどの機器と接続・連動するのかという点が機材仕様明細書から判断されないと、例えば「パソコン本体とプリンターを接続するためのケーブルがない」あるいは「パソコンとプリンターを接続するためのインターフェースが適合しない(規格の違い)」といった問題が生じます。

【具体事例3】

1. ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ

(仕様)ﾀｲﾌﾟ:ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ

・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・

ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ:USB(2.0) x 2、ﾏｳｽ用 PS/2 x 1 、

ﾈｯﾄﾜｰｸﾎﾟｰﾄ(RJ-45) x 1、ﾓﾃﾞﾑﾎﾟｰﾄ(RJ-11) x 1

・・・・・・・・・・

参考銘柄:Compaq Business Desktop dc7100 SF　　HP　　30

2. ﾌﾟﾘﾝﾀｰ

(仕様)・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・

ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ:ﾊﾟﾗﾚﾙ×1

・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・

参考銘柄:PICTY 970　　NEC　　30 台

この問題事例では、パソコンで作成した文書、レポートを出力するためにプリンターを購入することを想定していますが、これらをつなぐケーブルとの端子のインターフェ

ースが一致していません。パソコンには USB のみ、プリンターにはパラレルのみのものが納品され、ケーブルもどちらか一方のタイプのみしか付属していない場合、パソコンとプリンターをつなぐことができないことになります。

USB とパラレルの接続口

（USB：パソコン側）

（パラレルの接続口）

次に改善例を示します。

【改善前】	【改善例】
1．ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ （仕様）ﾀｲﾌﾟ：ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ：**USB(2.0)** x 2、 ﾏｳｽ用 PS/2 x 1 、 ﾈｯﾄﾜｰｸﾎﾟｰﾄ(RJ-45) x 1、 ﾓﾃﾞﾑﾎﾟｰﾄ(RJ-11) x 1 ・・・・・・・・・・ 参 考 銘 柄 ： Compaq Business Desktop dc7100 SF HP 30 2．ﾌﾟﾘﾝﾀ （仕様）・・・・・・・・・・ ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ： **ﾊﾟﾗﾚﾙ×1** ・・・・・・・・・・ 参考銘柄：PICTY 970 NEC 30 台	1．ﾊﾟｰｿﾅﾙｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ （仕様）ﾀｲﾌﾟ：ﾃﾞｽｸﾄｯﾌﾟ ・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ：**USB(2.0)** x 2、 ﾏｳｽ用 PS/2 x 1 、 ﾈｯﾄﾜｰｸﾎﾟｰﾄ(RJ-45) x 1、 ﾓﾃﾞﾑﾎﾟｰﾄ(RJ-11) x 1 ・・・・・・・・・・ 参考銘柄：Compaq Business Desktop dc7100 SF HP 30 2．ﾌﾟﾘﾝﾀ （仕様）・・・・・・・・・・ ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽ： **USB(2.0)×1** ・・・・・・・・・・ 参考銘柄：PIXUS iP7100 ｷｬﾉﾝ 30 台

一般にシステム機材の構成機器については、それぞれの機器を個々に機材仕様書（機材仕様明細書）に記載するよりは、むしろひとつのシステム単位とその構成内訳機器について関連付けて仕様書に記載していく方が、個々の機器の接続・連動性に問題が生じにくいと言えます。

例えば、ガスクロマトグラフ（以下、「ガスクロ」という。）については、ガスクロ分析システムを構成する内訳機器として、ガスクロ本体の他に、水素炎イオン化検出器、エレクトロンキャプチャ検出器、コンピュータシステム等も一括りに仕様書に記載されていることにより、システム全体としての接続・連動性について留意が必要であることが分かります。

ポイント3　その他の注意事項

・薬品、毒劇物等許認可を必要とするもの

日本の薬品のなかには、薬事法や毒物劇物取締法により、販売許可を有している者でなければ販売できないものがあります。現地調達の場合でも、調達しようとする薬品について、現地の法規上販売資格の規制があるかどうかを確認することが必要です。

・温度管理品（冷蔵品・冷凍品）の扱いに注意！

試薬等の中には、品質の保持のために、一定温度下での管理が必要なものがあります。このようなものを調達する場合には、以下のような注意が必要です。

（ア）　温度管理の必要性を、メーカー・代理店に確認する。
（イ）　機材仕様明細書に、（備考）として温度管理品であること、設定（管理）温度を明記する。

上記（イ）のように明記することで、納入時点やプロジェクトによる使用時の取扱注意を喚起します。例えば、「10℃以下での保管」が必要である試薬が、納入後 30℃の気温で屋外で保管されれば、全て無駄になってしまいます。

薬品類等については、その有効期限について、ある程度の目安を記載しておくことも有効です（例：納入時に〇ヶ月以上の有効期間を残していること等）。納入された時点でわずかな有効期間しか残っていない場合、現地での使用に支障をきたすこともありえるためです。

ただし、残存有効期間を記載する場合には、薬品類によっては有効期限が生産時点から短く（例えば3ヶ月程度）設定されているものもありますので、メーカー・代理店に確認することが必要です。

・輸出規制に注意！

日本から輸出する場合には、様々な輸出規制関連法規を遵守する必要があります。具体的には、「外国為替及び外国貿易法（「外為法」）」により規制される他、その他の

各種輸出関連法規によっても規制されます。

また、米国製品又は米国の技術による製品については、米国の輸出管理規則が「域外適用」されます。

日本から輸出する場合に適用される輸出規制の概要については別添資料を参照してください。

各種輸出規制に該当するか否かを確認し、輸出許可の取得が困難と想定される場合には、代替品を検討する必要があります。

・輸入規制に注意！

輸出先となる国の輸入規制に該当する品目かどうか、確認する必要があります。この点を確認しないまま調達手続きを進めると、現地に到着したにも関わらず、税関で止められて輸入できないといった事態が起きかねません。

調達機材の中には、据付調整・初期設定や操作指導が必要となる機材もあります。専門技術者を必要とする場合には、その点を競争条件の中で明確にする必要があります。必要性の有無を予め確認し、機材に係る情報入手の段階においても、メーカー・代理店から確認しておくことが必要です。一般的な機材であれば、現地代理店による対応が可能ですが、専門的な機材になると、本邦メーカー・代理店の専門技術者を派遣することが必要になることがあります。

・特注品に該当するか

例えば調達機材が一般的汎用品ではなく、特別注文製造品（特注品）である場合には、その製品についての型式名や型式番号が定められていなかったり、また既製カタログ等でその機材の性能・機能を確認することもできなかったりするため、納入機材の検査は、機材仕様書にある記載内容だけを根拠として行われます。従って、それら特注品である機材については、銘柄指定の有無にかかわらず、かなり詳細な機材仕様の記載が必要であり、設計図等が必要になることもあります。必要に応じ、プロジェクト、メーカー・代理店とも調整しながら、洩れのないように注意します。

・単位に注意！

機材の数量・単位について、誤解が生じないよう正確な記載が必要です。

単位数量、例えばスライドガラスの「100 枚/セット」や薬品の「500g/瓶」のような容器単位あたり分量の記載が脱落していると、必要総量が不明確になり、必要総量に対する適正な価格の提示を受けることができなくなります。

薬品類等のように、一般には瓶やアンプル（注射液や薬液の 1 回分を密封した容器）の数量によっても数えられるもの等の場合は要注意です。

梱包条件書･輸送条件書･技師派遣条件書の記入要領

1. 梱包条件書

梱包条件書の定型仕様書を利用して作成します。特別な理由により、定型仕様書の文言を変更する場合には、変更箇所がわかるようにしてください。

(1) マーキング

ア. ケース･マークの(コンサイニー略称)及び(仕向地都市名、,国名)を具体的に記入してください。

イ. サイド･マークの使用言語をチェックしてください。

(2) 梱包条件

取引条件(船積渡し、仕向地渡し又は本邦指定場所渡し)に応じて、定型仕様を選択してください。

(3) その他留意事項

ア. 内陸輸送や保管のためにコンテナを買い取る場合には、「発注者がコンテナを買い取る」旨を明記してください。

イ. 内陸輸送の留意事項など個別案件の特殊事情がある場合には、内陸輸送の留意事項を記載してください。

2. 輸送条件書

受注業者の契約に含まれる輸送範囲は、原則、仕向(空)港までです。仕向(空)港からプロジェクト･サイトまでは、相手国実施機関又は JICA 在外事務所が輸送します。ただし、案件によっては、受注業者の契約に、プロジェクト･サイトまでの輸送を含める場合があります。仕向地を仕向(空)港までとするかプロジェクト･サイトまでとするかについては JICA と相談･確認します。

輸送条件については、取引条件(船積渡し、仕向地渡し)ごとに定型仕様書を用意しています。取引条件に対応する定型仕様書を用いて輸送条件書を作成します。

なお、取引条件が「本邦指定場所渡し」の場合には、「船積渡し」の定型仕様書を用いて輸送条件書を作成してください。JICA が輸送業者を別途選定する際に参考にさせていただきます。

(1) 業務内容

業務内容は定型業務を記載しています。ただし、仕向地をプロジェクト・サイトとし内陸輸送まで契約業務に含める場合には、「(10) 仕向 (空) 港から仕向地

までの内陸輸送」 を追加し、「上記に付随する業務」を(11)とします。
なお、特別な理由により業務内容を定型内容から変更する必要がある場合には、JICA と事前に相談してください。

（2） 輸送条件

ア. 船積（空）港は、原則、「受注者の手配による」と記載してください。
イ. 仕向（空）港は、現地調査のときに確認し、海上輸送の場合は仕向港名を、航空輸送の場合は仕向空港名を記載してください。
ウ. 仕向地をプロジェクト・サイトとする場合にのみ住所を記載してください。
エ. 「輸送方法と対象」は、メーカーから提供される寸法（縦×横×高さ）、容積・重量等の機材情報、機材使用計画及びコストを総合的に勘案して、海上輸送と航空輸送のどちらが経済的かつ事業実施上望ましいかを検討し記載してください。機材を分割し、海上輸送及び航空輸送の双方により輸送する場合は、それぞれの対象機材のリストを作成し別添してください。
オ. その他、特殊な輸送条件が必要な場合には、「その他留意事項」に追記してください。

（3） 貨物海上保険

取引条件が「船積渡し」か「仕向地渡し」のいずれかによって記載が異なるので注意してください。

ア. 船積渡しの場合

船積渡しの場合の定型仕様は次のとおりとします。輸送条件に応じた適正な付保期間を設定してください。

発注者が締結している包括予定保険 Open Policy に基づき、発注者を被保険者、受注者を保険契約代行者として、発注者の特約条件による貨物海上保険を、以下の期間で付保すること。なお、船積完了から保険が適用される。

- ・海上輸送の場合　　仕向港荷揚げ後 90 日
- ・航空輸送の場合　　仕向空港荷揚げ後 30 日
- ・海上輸送＋内陸輸送　陸揚港荷揚げ後 120 日

イ. 仕向地渡しの場合

仕向地渡しの場合の定型仕様は次のとおりとします。

受注者の任意とする。ただし、仕向地で引き渡すまで（保管中及び技師派遣があるときは技師の業務実施中、現地工事があるときは施工中を含む）に損害が発生した場合、受注者は自らの責任で保険求償等を行い、代替品納入あるいは修理を行うこと。

（4） 輸送書類

ア. 必要書類と部数

必要書類と部数は次を定型としています。この部数は変更しません。

	提出書類名	海上輸送	航空輸送
①	海上輸送：Bill of Lading *1 航空輸送：Air Waybill	正3部、写3部	正1部、写1部
②	Invoice *2	6部	2部
③	Packing List	6部	2部
④	保険証券	正2部、写1部	正2部、写1部
⑤	保険計算書	2部	2部
⑥	容積重量証明書 *3	正1部、写5部	不要
⑦	原産地証明書	正1部、写5部 *4	正1部、写1部 *4
⑧	領事査証	正1部、写5部 *4	正1部、写1部 *4
⑨	木材梱包材熱処理・燻蒸証明書 *5	正1部、写5部 *4	正1部、写1部 *4
⑩	輸送日程報告カード（予定）	1部	1部
⑪	輸送日程報告カード（確定）	正2部、写1部	不要
⑫	輸送日程報告カード（到着）	1部	1部
⑬	輸出許可通知書	1部	1部

*1 船荷証券（B/L）は仕向地までの一貫した輸送責任を有する荷受人宛の運賃払込済み無故障船荷証券とする。なお、複合輸送の場合は、同一の輸送人に貨物の引受から引渡しまでを一貫として運送させること（国際複合一貫輸送）Combined Transport Bill of Lading を原則とする。

*2 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

*3 海上輸送の場合、日本海事検定協会あるいは新日本検定協会による検量を行い、容積重量証明書を提出すること。ただし、FCL 貨物の場合は不要

*4 仕向国または経由地で必要な場合。不要の場合は「不要」と記載すること。

*5 経由地で必要な場合は取り付けること。

なお、⑦原産地証明書、⑧領事査証、⑨木材梱包材熱処理・燻蒸証明書は、国によって又は輸送方法によって不要な場合が多いため、現地調査にて要否を確認し適切に反映してください。

定型仕様書に記載がないものの、輸出入手続きに必要な書類が他にある場合には、⑭以降として追記してください。たとえば、国によっては、規制製品の船積前検査を義務付け、輸入関連手続きの際、証明書の提出を求めることがあります。

イ. 船積書類記載事項

① Consiginee（荷受人）は、現地調査で必ず JICA 在外事務所や相手国実施機関に確認してください。荷受人を間違えると免税通関が円滑に行われないことに成りかねないため、正しい荷受人を確認してください。なお、供与機材は、仕向（空）港に到着し、相手国実施機関に引き渡された時点で所有権が JICA から相手国実施機関に移転するため、相手国実施機関が免税通関を行うのが原則です。一

方、携行機材は、専門家等が使用したあと譲渡するまで所有権は JICA にあり、JICA が免税特権を有しているので免税通関も JICA が行うのが一般的になっています。

② Notify Party は、貨物が仕向(空)港に到着したときに、船会社又は航空会社が連絡する相手です。通常 Same as consignee としますが、コンサイニーが実施機関の場合、①JICA 在外事務所、②Same as consignee として併記します。

③ Shipper(荷送人)については、受注業者名のあとに、on behalf of JICA と追記することにします。

④ 技術協力により相手国実施機関に供与される機材の場合には、次の文言を記載してください。“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan. “

⑤ 国によって船積書類に記載しなければならない文言がある場合には注意してください。以下に例を挙げますが、このような特殊事情がないかどうか現地調査で確認し記載してください。

- エジプトでは、免税を規定した大統領令の番号を記載します。
- インドネシアでは、Air Waybill の Nature and quantity of goods 欄には少なくとも 5 項目の物品名(5 項目以上ある場合)書かないと円滑に通関できない事情があります。
- ウズベキスタンでは、インボイスに通関用 HS コードを記載しなければなりません。

3. 技師派遣条件書

(1) 対象機材

技師の業務の対象となる機材を列挙してください。機材数が多いときは、別表にして添付してください。

(2) 業務内容

一般的な業務としては、開梱・検収、据付・調整、試運転、動作検証、操作・保守指導などですが、業務内容に合わせて削除・追加してください。

機材ごとに業務内容が異なる場合にはその旨記載してください。

記載内容が多くなる場合には、別紙にして添付してください。

(3) 技師の資格

業務遂行上必要不可欠な資格要件（例えば、メーカーの熟練技術者等）があれば必ず記載してください。あるいは、特に資格要件がなく、代理店の販売員でも据付が可能な場合にはその旨を記載してください。

（4） 派遣人数、工数

必要な人数と必要な期間(日数)を記載してください。

（5） スケジュール(案)

上記の工数に対応するスケジュール案を作成してください。機材数が多い場合や作業期間が長期（1か月を超えるような場合）には、工程表を作成し、別紙とするようにしてください。

（6） 派遣手続き

現地調査において、査証及び査証取得に必要な情報を確認してください。具体的には、査証の種類、査証取得に必要な情報（氏名、国籍、パスポート番号等）と手続き（現地受入確認、旅行許可の取得等）について確認し記載するようにしてください。

（7） 契約に含む費用

次のとおりとします。ただし、その他必要な経費があれば、具体的に記載します。

契約には以下の費用を含む。

- ✓ 旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
- ✓ 人件費
- ✓ ビザ等入国のために必要な経費
- ✓ 業務に必要な工具の運搬費用
- ✓ 業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- ✓ その他必要な経費

（8） 支払条件

技師派遣費用は、業務完了後の100%後払いとし、前払いは不可とします。

請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算はありません。

（9） 参考情報

技師派遣のために参考となる図面、写真、リスト、スケジュール表、その他を添付するときは、チェックを入れてください。

以上

⑥見積書作成依頼書（参考例）

20　年 月 日
依頼番号:

〇〇〇〇〇社
　〇〇 様

コンサルタント会社名
住所:
TEL:
FAX:
担当者名:
Email:

見 積 書 作 成 依 頼 書(参考例)

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、当社は独立行政法人国際協力機構が実施する「〇〇〇国〇〇〇〇〇プロジェクト」で使用する機材の本邦調達を支援することとなり、機材仕様、価格及び関連情報の調査を行うこととなりました。調達を検討している機材の中に貴社の製品／取扱い商品が含まれるので、お見積りいただきたくお願い申し上げます。

対象は別紙機材リストのとおり、条件は下記及び別表1のとおりです。

見積りと併せて、輸出手続き等に必要な関連情報として別表2についても、別紙回答書にてご回答くださるようお願いいたします。

ご協力賜れば幸いです。

記

1. 仕向国　　:〇〇〇〇〇〇国向け
2. 送付期限　　:〇月〇日（〇）まで
3. 必要資料　　:見積書、カタログ（和文）
4. 納期　　:「受注後〇日」と記載してください。
5. 見積有効期限 :準備と入札に4カ月程度かかりますので、可能な限り4か月以上としてくださるようお願いします。
6. 見積書宛先　:独立行政法人国際協力機構
（ただし、見積書送付先は上記の弊社担当者宛てお願いします。）
7. 見積条件　　:別表1のとおり
8. 関連情報　　:別表2のとおり

なお、お見積りにあたって、あらかじめ次の点をご理解いただければ幸いです。

（1）JICA の競争入札においては、特別な理由がない限り銘柄を指定せず、同等品での応札を認めていますので、入札結果によっては貴社製品を購入しない可能性がありますことを予めご理解ください。また、本案件は公共調達であるため、公平な競争が行われなければなりません。競争性を阻害する要因とならぬよう応札予定者から引き合いがありましたら、広く引き合いに応じていただけますようお願いいたします。

（2）貴社が入札に参加したい場合、入札公示日に平成 25.26.27 年度全省庁統一資格の格付けを有しているか、JICA の事前審査を受ける必要があります。入札案件の合計金額の規模により入札参加資格の格付けが異なりますのでご留意ください（参照：http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html）。
なお、今回見積依頼の対象としているもの以外のものも同時に調達するため、その全てのアイテムを取り扱うことができることが競争参加の条件になります。ご理解のほどお願いします。

以上

⑥見積書作成依頼書（参考例）

別紙

機材リスト(例)

ｱｲﾃﾑ No.	品名	仕様	数量
1	RINKO Profiler	AST152(1000m タイプ) 仕様:高さ 500mm、幅 200mm、水中重量 2000g、 電源　AC240V　60Hz　プラグタイプ C	1 台
2	データ通信インターフェース	上記機種用 RS232C-USB 変換ケーブル付属	1 式
3	データ処理用ソフトウェア	解析コンピュータ上で上記転送データを変換・一次処理が可能なもの、外国語版 OS(ウィンドウズ7　32bit)で動作確認済みのもの	1 式

⑥見積書作成依頼書（参考例）

別表1

見積条件

調達方法	● JICA が示す競争参加資格を有する商社等による一般競争入札（価格競争）により契約先を決定します。同プロジェクトが求める別の機材と合わせて競争入札を行います。
見積価格	● 商社を経由して調達する場合の一般的な卸値（市場価格）をお見積りください。
仕様	● 電気を使う機材の場合、下記の現地電源に対応する機種の見積りをお願いします。 単相：AC 240V　60Hz　　三相：AC　　コンセント形状：　C ● 日本仕様しかない場合は、必要となるトランスについても見積書に記載してください。 ● 仕様によって金額が変わる場合、それぞれ列挙する形で見積りをお願いします。
保証期間、有効期間	● 保証期間を見積書に記入してください。希望としては、国内消費と同等の保証期間をお願いします。ただし、仕向国からの返送費用等を JICA 負担とする場合はその旨記載してください。 ● 試薬や薬品の場合、納品時に残存有効期限が1年以上あることを条件とします。
構成品、付属品	● 対象リストの機材を購入する際に本体主要部分以外の構成品・付属品がある場合は全て見積書に内訳を記載してください。 ● 必ず付属するもの（本体価格に付属するもの）と有料オプションを分けて内訳を記載してください。
予備品、消耗品	● 国内での一般的な使用条件下で2年分を調達したいため、必要な予備品・消耗品を見積書の内訳に含めてください。 ● 価格は本体とは別に記載し、個々の予備品・消耗品ごと価格を記載してください。
取扱説明書等	● 取扱説明書が有料となる場合は、その金額も内訳に記載してください。 ● 和文は無料だが英文は有料という場合もその旨（英文の価格含む）記載してください。 ● 仕向国の通用語の取扱説明書がある場合もその言語と価格を記載してください。
その他資料	● 下記資料のうち、機材と同梱納品できる資料を見積書に記載してください。有料の場合には、金額も記載してください。 ➢ カタログ、パーツリスト、試験成績書、図面、修理マニュアル、サービスマニュアル等
輸出検査料	● 輸出検査を必要とする機材については、検査済みで納入することとし、検査料は価格に含めてください。
商社ｺﾐｯｼｮﾝ	● 商社ｺﾐｯｼｮﾝを含まない場合には、その旨を見積条件欄に記載してください。
消費税等	● 見積書の内訳は消費税等を含まない金額としてください。（外税方式）
納入場所	● 原則、京浜・京葉地区。空送の場合には成田地区。 ● 京浜・京葉・成田地区への納入が不可能な場合には、輸出可能な場所を見積書

<table>
<tr><td></td><td colspan="4">に記載してください。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">梱包
※〇を付けた条件で見積ってください。</td><td></td><td>輸出海送梱包（木箱密閉）</td><td>〇</td><td>輸出空送梱包（ダブルカートン）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">国内輸送梱包（一般的な段ボール）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">熱処理/燻煙処理費用（当該国で適用されている規制内容に従うこと）</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">その他特殊梱包（見積書に梱包方法をご記入ください。）</td></tr>
<tr><td colspan="4">● 梱包費用は、機材費と別建てで記載をお願いします。梱包後の才数・重量を記載願います。
● 貴社で梱包ができない場合は、その旨と梱包前の才数・重量を記載願います。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">海外輸送
※〇を付けた条件で見積もってください。</td><td>〇</td><td colspan="3">他の機材と合わせて輸送しますので、輸送費の見積は不要です。</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="3">見積依頼対象のもののみで輸送する場合の輸送費の見積をお願いします。</td></tr>
<tr><td colspan="4">● 輸送に関する情報を回答書にご記入ください。</td></tr>
<tr><td>技師派遣費用</td><td colspan="4">● 機材の据付・指導等のための技師をメーカーより派遣する必要がある場合、業務内容、必要な人数、日数、を記載したうえで、その経費をお見積ください。なお、第三国あるいは仕向国の代理店からの派遣の場合もお見積りください。

例：アイテム1の据付・試運転・操作指導　1 人×4 日間
アイテム2の接続工事・検査・研修　1人×20 日間
人件費　〇〇〇円×4 日＋△△△円×20 日＝********円
渡航費　〇〇〇円×2人＝********円　合計********円

[見積内容]
① 人件費： 技師にかかる人件費、管理費等
② 渡航費： 航空賃、国内移動旅費、現地移動費、ホテル代等</td></tr>
<tr><td>支払条件</td><td colspan="4">● 引渡し前の検査に合格後、JICA は受注者からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に受注者にお支払します。
● 通常船積前に検査を行います。第三国出荷で直接現地に輸送される場合は、現地で検査を行います。
● 技師派遣については、業務完了後現地にて検査を行います。
● なお、技師派遣業務等付随する業務がある場合には、機材引渡し前の検査合格後、機材代金（輸送費・保険料込）の9割を上限で支払い、その残金は、同業務完了後に技師派遣費用と併せて支払います。
● この条件が受け入れがたい場合は、貴社の支払条件を見積書にご記入ください。</td></tr>
</table>

⑥見積書作成依頼書（参考例）

別表2

関連情報

機材の寸法、容積、重量	● 輸出梱包を施す参考資料とするため、輸出梱包前の荷姿での寸法（縦×横×高さ）、容積、重量を見積書の各アイテムの仕様と合わせて記載してください。
輸出貿易管理令関連	● 対象機材の中に、輸出貿易管理令別表第一（第 1～15 項）に該当するものがあるかどうか、回答書にてご回答ください。なお、別表第一第 16 項に該当する機材（補完的輸出許可、キャッチオール）については記載不要です。なお、ソフトウェア場合は、「輸出貿易管理令別表第一」を「外国為替令別表」に読み替えてください。 ● 対象機材の中に、輸出貿易管理令別表第二に該当するものがあるかどうか、回答書にご回答ください。
米国再輸出規制関連	● 対象機材の中に米国製品又は米国の技術で製造されたものがあれば、回答書にて教えてください。ECCN はメーカーに確認してください。
薬事法関連	● 対象機材の中に、薬事法により販売届出や許可を必要とするものがあるかどうか、回答書にてご回答ください。
その他輸出規制法令関連	● 植物防疫法、家畜伝染病予防法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物劇物取締法等により輸出許可、国内取引上の販売許可等を取得する必要があるものがあるかどうか、回答書にてご回答ください。
輸送・輸出関連	● その他次のようなものがある場合は、回答書にてご回答ください。 ➢ 危険品 ➢ 温度管理品（冷凍品、冷蔵品） ⇒①冷凍又は冷蔵の区分、②UN 番号、③保管温度を記載ください。 ➢ 船舶輸送のみ可能（空送不可）なもの ➢ 旅客便による空送不可で、貨物便のみの搭載可のもの ➢ 特殊な梱包を要するもの
現地手配事項	● 現地作業員傭上や重機、トラックレンタルなどが必要な場合、現地で調達する資材がある場合、回答書にてご回答ください。後日、別途詳しく質問させていただきます。 ● その他、技師派遣時までに現地で用意すべき事項があれば、回答書にご記入願います。
その他	● その他、特殊事情があるもの、注意事項があるものなど、回答書にご記入願います。 ● もし特定の商社に独占的販売権がある場合は、その商社名をお教えください。

⑥見積書作成依頼書（参考例）

20　年　月　日

独立行政法人国際協力機構　調達部契約第三課　御中
（コンサルタント会社名　　担当者名　様）

（貴社名）
（部署名）
（ご担当者名）
（TEL）
（Email）

回 答 書

＿＿＿国＿＿＿＿＿向け材について（依頼番号:　　）

[輸出貿易管理令別表第一（リスト規制）関連]
（ソフトウェアについては、「輸出貿易管理令別表第一」を「外国為替令別表」と読み替えてください。）

□　今回見積対象の機材には、輸出貿易管理令別表第一（第 1～15 項）に定める輸出許可が必要なものはありません。

□　今回見積対象の以下機材は、輸出貿易管理令別表第一（第 1～15 項）に定める輸出許可を取得する必要があります。なお、別表第一第 16 項に該当する機材（キャッチオール規制）については記載不要です。

アイテム番号　　機材名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

該当法令項番　　許可申請実績（直近年月）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

[米国再輸出規制関連]

□　今回見積対象の機材には、米国再輸出規制による輸出許可が必要なものはありません。

□　今回見積対象の以下機材は、米国の再輸出規制による輸出許可が必要です。

アイテム番号　　機材名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ECCN No.＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

[輸出貿易管理令別表第二関連]

□　今回見積対象の機材には、輸出貿易管理令別表第二に定める輸出承認が必要なものはありません。

□　今回見積対象の以下機材は、輸出貿易管理令別表第二に定める輸出承認を取得する必要があります。

アイテム番号　　機材名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

該当法令項番　　許可申請実績（直近年月）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

⑥見積書作成依頼書（参考例）

[薬事法関連]

□　今回見積対象の機材には、国内取引上、薬事法により販売届出や許可を必要とするものはありません。

□　今回見積対象の以下機材は、国内取引上、薬事法により販売届出や許可を取得する必要があります。

アイテム番号　　機材名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

種別：□医薬品　□医療機器（管理医療機器）　□医療機器（高度管理医療機器）

□医療機器（特定保守管理医療機器）

[輸送・輸出関連]

□　今回見積対象の機材には、危険品/温度管理品等、輸送時に特段注意するものはありません。

□　今回見積対象の以下機材は、危険品/温度管理品等、輸送時に特段の取り扱いが必要です。

アイテム番号　　機材名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

該当内容（冷蔵品・冷凍品の区分、UN 番号、設定温度）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

[その他輸出規制法令関連]

□　今回見積対象の機材には、上記以外の法令等が定める輸出許可・承認、国内取引上の販売許可等が必要なものはありません。

□　今回見積対象の以下機材は、上記以外の法令等が定める輸出許可・承認、国内取引上の販売許可等を取得する必要があります。

（例：植物防疫法、家畜伝染病予防法、麻薬及び向精神薬取締法、毒物劇物取締法等）

アイテム番号　　機材名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

該当法令/項番　　許可申請実績（直近実績）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□　今回見積対象の以下機材は、特殊梱包を必要とします。

アイテム番号　　機材名　　梱包方法＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

[現地作業・工事]

□ 今回見積対象の以下機材には、現地作業・工事が必要です。

アイテム番号　　機材名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現地作業・工事の内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

現地で調達する資材等：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

[その他]

□ 今回見積対象の以下機材には、注意事項があります。

アイテム番号　　機材名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注意事項：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

輸出規制の概要

1． 輸出規制の枠組み

我が国から輸出する場合に適用される輸出規制は表１０のとおりです。輸出規制は「安全保障輸出管理による規制」と「それ以外の規制」に区分できます。

表１０：輸出規制の枠組み

規制の種類	規制国	適　用　規　則		備　考
安全保障輸出管理による規制	米国	輸出管理法／輸出管理規則（EAR）の域外適用		米国再輸出規制
	日本	外国為替及び外国貿易法（外為法） 【貨物】輸出貿易管理令別表第１	１項～15項	リスト規制
		【技術】外国為替令別表	16 項	ｷｬｯﾁｵｰﾙ規制
上記以外の規制		外為法／輸出管理令別表第 2		
		輸出取引法・関税法・その他の法令		

我が国の輸出規制は、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」の「輸出貿易管理令（輸出令）」をはじめとする各種関連法令により規定されています。また、米国製品や米国の技術による製品については、米国の輸出管理規則が「域外適用」されます。

落札者は、これらの輸出規制関連規則を遵守するとともに、該当する輸出規制品がある場合には、JICA に報告することが義務付けられます。また、輸出許可または承認が得られない場合には、契約から該当する品目を解除することになりますので、輸出規制について十分に留意する必要があります。

2. 安全保障輸出管理による輸出規制

安全保障輸出管理とは、核兵器や生物・化学兵器等の大量破壊兵器の製造に転用可能な物品の輸出について、先進国が中心となって実施している国際的な輸出管理制度のことです。

日本においては、「外国為替及び外国貿易法（「外為法」）」、貿易輸出管理令（「輸出令」）及び外国為替令（「外為令」）等の法令により、リスト規制とキャッチオール規制が定められています。平成 22 年 4 月 1 日からは、法令違反に対する罰則が強化されるととともに、輸出者等遵守基準が施行され、輸出者は同基準に基づいて安全保障輸出管理を実施することが義務化されました（「輸出者等遵守基準を定める省令」（（平成 21 年経済産業省令第 60 号））。

一方、米国製品や米国の技術による製品については、米国から日本に輸出された後に、第三国に再輸出される場合、米国の輸出管理規則（Export Administration Regulations :EAR）による規制を受けます（米国再輸出規制）。

⑦輸出規制の概要

日本の安全保障輸出管理規制

1）リスト規制

輸出しようとする貨物が、輸出管理令（輸出令）別表第１の１～15項で指定された軍事転用の可能性が特に高い機微な貨物に該当する場合又は提供しようとする技術が、外国為替令（外為令）別表の 1～15 項に該当する場合には、貨物の輸出先や技術の提供先がいずれの国であっても事前に経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

2）キャッチオール規制

リスト規制品以外のものを取り扱う場合であっても、輸出しようとする貨物や提供しようとする技術が、大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵もしくは通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知った場合、又は経済産業大臣から、許可申請をすべき旨の通知（インフォーム通知）を受けた場合には、輸出又は提供に当たって経済産業大臣の許可が必要となります。

安全保障輸出管理の詳細については、次のウェブサイトが参考になります。

- ☞ 我が国の安全保障貿易管理：①及び②
- ☞ 米国再輸出規制：②、③及び④

① 経済産業省「安全保障貿易管理（Export Control）」
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

② 一般財団法人安全保障貿易情報センター（CISTEC）
http://www.cistec.or.jp/

③ 米国商務省産業安全保障局（Bureau of Industry and Security：BIS）
http://www.bis.doc.gov/

④ 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ） 貿易・投資相談 Q&A
http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/qa/01/04A-020135